

Q

評議では、必ず意見を
言わなければいけませんか？



A

ご自身が気づいたことを発言してください。

法律上、裁判員は、事件について裁判官と一緒に議論（評議）する際に意見を述べなければならないとされています。評議において一つの結論を出すためには、そのメンバーである裁判員と裁判官が、それぞれの意見を述べるのが不可欠だからです。もっとも、評議においては、すべての問題点について一度にまとめた意見を述べなければならないわけではなく、自由に自分の気付いたところから意見を述べていただいて議論に参加していただければよいのです。もちろん、意見を変えることも自由です。裁判長も、必要な法令に関する説明を丁寧に行い、分かりやすく評議を整理し、裁判員が発言する機会を十分に確保するなどして、裁判員の方が自分の意見を十分に言えるように配慮します。